令和８年４月１日
東京港港湾区域における公共船着場利用協議会

令和８年度 東京港港湾区域における公共船着場利用規約

東京港では、令和８年度も公共船着場を不定期航路に開放する試行的取組を行います。

公共船着場の開放に当たっては、東京港埠頭株式会社が東京都港湾局との協定に基づき、「東京港港湾区域における公共船着場利用協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、公共船着場の管理運営を行います。

公共船着場の利用に当たっては、本規約を遵守し、旅客定期航路事業者、客船ターミナル等施設管理者、その他船着場利用に係る関係者と良好な関係を保ち、安全かつ円滑にご利用いただくようお願いします。

１　施設の概要

（１）竹芝船着場
　ア　所在地　　港区海岸一丁目５８番地先
　イ　浮船着場　延長２６．３ｍ×幅６．０ｍ　水深 A.P.－３ｍ
　　連絡橋　　延長１４．５ｍ×幅２．０ｍ
　ウ　施設　　トイレ（竹芝小型船ターミナル内）

（２）有明船着場
　ア　所在地　　江東区有明三丁目３１番地先
　イ　浮船着場　延長４０．０ｍ×幅１０．０ｍ　水深 A.P.－４ｍ
　　連絡橋　　延長１８．４ｍ×幅６．６ｍ
　ウ　施　設　　有明客船ターミナル（地上３階建）（待合所、トイレ、駐車場）

（３）日の出船着場
　ア　所在地　　港区海岸二丁目１番地先
　イ　浮船着場　延長４０．０ｍ×幅９．０ｍ　水深 A.P.－４ｍ
　　連絡橋　　延長１８．４ｍ×幅４．８ｍ
　ウ　施　設　　日の出ふ頭小型船ターミナル（地上２階建）（待合所、トイレ）

（４）お台場船着場（その１）
　ア　所在地　　港区台場１丁目
　イ　浮船着場　延長３０．０ｍ×幅１２．０ｍ　水深 A.P.－４ｍ
　　連絡橋　　延長１１．５ｍ×幅５ｍ
　ウ　施設　　水上バス待合所、トイレ

（５）お台場船着場（その２）
　ア　所在地　　港区台場１丁目
　イ　浮船着場　延長４０．０ｍ×幅１２．０ｍ　水深 A.P.－３ｍ
　　連絡橋　　延長１８．４ｍ×幅４．２ｍ

ウ　施設　　水上バス待合所、トイレ

（６）東京国際クルーズふ頭船着場

ア　所在地　　江東区青海二丁目地先

イ　浮船着場　延長４９．０ｍ×幅１０．０ｍ　水深A.P.－３ｍ

連絡橋　　延長１０８．８ｍ×幅４．４ｍ

ウ　施設　　東京国際クルーズターミナル（地上４階建）（待合所、トイレ）

（７）晴海五丁目船着場

ア　所在地　　中央区晴海五丁目１番地先

イ　浮船着場　延長４０．０ｍ×幅９．０ｍ　水深 A.P.－４ｍ

連絡橋　　延長２１．９ｍ×幅２．０ｍ

２　利用可能時間

（１）竹芝船着場

平日：18 時～22 時（年末年始（12／29～１／３）は休業）

土日祝日：８時～22 時

※　港湾局の視察船の利用がない時間帯のみ利用できます。なお、１２月から２月にかけては、平日日中の利用が可能となる場合があります。

※　上記時間内であっても、下記の予定がある場合、利用を制限することがあります。

・　港湾局の視察船の利用
・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用
・　国や地方公共団体等が実施するイベントなど公共性の高い目的による利用
・　施設の維持管理・修繕等

（２）有明船着場

全日：９時～22 時（年末年始（12／29～１／３）は休業）

※　旅客定期航路事業の利用が優先です。

※　上記時間内であっても、下記の予定がある場合、利用を制限することがあります。

・　港湾局の視察船の利用
・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用
・　国や地方公共団体等が実施するイベントなど公共性の高い目的による利用
・　施設の維持管理・修繕等

（３）日の出船着場

全日：７時～22 時（年末年始（12／29～１／３）は休業）

※　旅客定期航路事業の利用が優先です。

※　上記時間内であっても、下記の予定がある場合、利用を制限することがあります。

・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用
・　国や地方公共団体等が実施するイベントなど公共性の高い目的による利用
・　日の出ふ頭小型船ターミナルの施設管理者が実施するイベント等による利用
・　施設の維持管理・修繕等

（４）お台場船着場

ア　その１桟橋

全日：８時～10 時、18 時～22 時（年末年始（12／29～１／３）は休業）

イ　その２桟橋

全日：８時～22 時（年末年始（12／29～１／３）は休業）

※　旅客定期航路事業の利用が優先です。

※　上記時間内であっても、下記の予定がある場合、利用を制限することがあります。

・　港湾局の視察船の利用
・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用
・　国や地方公共団体等が実施するイベントなど公共性の高い目的による利用
・　施設の維持管理・修繕等
・　イベントその他の理由で利用を制限する必要があると管理者が認めたとき

（５）東京国際クルーズふ頭船着場

全日：９時 30 分～16 時 45 分（年末年始（12／29～１／３）は休業）

※　旅客定期航路事業の利用が優先です。

※　クルーズターミナルへの入港客船と連携した船着場使用は、別途「協議会事務局」（03-3457-2222）へご相談ください。

※　上記時間内であっても、下記の予定がある場合、利用を制限することがあります。

・　港湾局の視察船の利用
・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用
・　国や地方公共団体等が実施するイベントなど公共性の高い目的による利用
・　施設の維持管理・修繕等
・　クルーズターミナルへの客船入港、イベントその他の理由で利用を制限する必要があると管理者が認めたとき

（６）晴海五丁目船着場

全日：10 時～17 時（年末年始（12／29～１／３）は休業）

※　旅客定期航路事業の利用が優先です。

※　上記時間内であっても、下記の予定がある場合、利用を制限することがあります。

・　港湾局の視察船の利用
・　都が実施する「舟運活性化に関する社会実験」等による利用
・　国や地方公共団体等が実施するイベントなど公共性の高い目的による利用
・　施設の維持管理・修繕等

３　利用資格

この施設は、協議会に登録した会員が利用することができます（注 1)。施設の利用にあたっては、協議会事務局である東京港埠頭株式会社が利用調整を行い、都への使用許可申請手続を行います。

協議会の加入条件は、海上運送法に基づき、竹芝船着場、有明船着場、日の出船着場、

お台場船着場、東京国際クルーズふ頭船着場及び晴海五丁目船着場のいずれかを起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た事業者もしくは、一般不定期航路事業の登録（人の運送をする内航不定期航路事業の届出）をした事業者（注 2）のいずれかで、以下の条件を満たす者です。

（１）次のア～エに掲げる団体の会員で、①または②のいずれかの条件を満たす事業者

ア　屋形船東京都協同組合

イ　東京湾遊漁船業協同組合

ウ　江戸屋形船組合

エ　一般社団法人　東京観光船協議会

①許可に基づく旅客不定期航路事業の実績を１年以上有する事業者

②一般不定期航路事業の登録（人の運送をする内航不定期航路事業の届出）を行い、３年以上の実績を有する事業者

（２）（１）の会員以外で、東京港内で、他に海上運送法に基づく旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可を得て、その運航実績を１年以上有する事業者

（３）その他上記以外の者で、協議会運営理事会で特に必要と認める事業者

なお、上記の条件を満たす者であっても、本施設の適正な管理運営のため、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある者や、コンプライアンスに違反する事実がある者等（注 3）については、協議会への入会登録を拒否し又は入会登録を取り消す場合があります。

注 1　イベントや社会実験等における船着場の利用については、東京都又は運営理事会が認めた場合、協議会の会員以外にも船着場利用を認めることがあります。

注 2　ただし、13 人以上の船舶を運航する場合において、協議会が当該届出の濫用等による船着場の不適正利用と判断する場合においては、船着場の利用資格を取り消すことがあります。

注 3　コンプライアンスの違反については、例えば、本施設の利用申し入れ時点において、法令等に違反する事実がある場合、税金を滞納している等公的機関等との契約における違反がある場合、他の船着場の利用ルール等を遵守していない事実がある場合、その他港湾の秩序を乱し港湾の不正な利用をするおそれがある場合などを含みます。

４　入会登録手続

協議会の入会登録を行おうとする者は、「東京港港湾区域における公共船着場利用協議会入会申込書兼承認書及び誓約書」に必要事項を記入の上、以下に定める書類を添付して、協議会に提出し、その承認を受けてください。

（１）①竹芝船着場、有明船着場、日の出船着場、お台場船着場、東京国際クルーズふ頭船着場及び晴海五丁目船着場のいずれかを起点又は終点とする旅客不定期航路事業の国土交通大臣の許可書の写しもしくは一般不定期航路事業の登録（人の運送をする内航不定期航路事業の届出）書の写し

②船舶検査証及び船舶国籍証書の写し

（２）３（１）に掲げる団体の会員は、東京港内で海上運送法に基づく、他の旅客不定期

航路事業の許可書又は人の運送をする内航不定期航路事業の届出書の写し（①旅客不定期航路事業者は１年以上、②内航不定期航路事業者は３年以上の実績が確認できるもの。）

（３）３（２）の旅客定期航路事業者は、東京港内で海上運送法の許可に基づく、他の旅客定期航路事業の許可書の写し（1 年以上の実績が確認できるもの）

（４）３（２）の旅客不定期航路事業者は、東京港内で海上運送法に基づく、旅客不定期航路事業の許可書の写し（1 年以上の実績が確認できるもの）並びにこれに係る直近の東京港内の公共桟橋等の利用申請書及び許可書の写し（事務局の指示により省略できる場合があります。）

（５）４（１）の一般不定期航路事業の登録（人の運送をする内航不定期航路事業の届出）書を提出した者は、登録（届出）の際、関東運輸局に提出した船舶損害賠償保険の保険証券の写し（有効期限内のもの、使用するすべての船舶）

（６）各船着場を使用する船舶の営業係留許可書等の写し

（７）エコマリン協定締結書の写し等、し尿処理を適切に行っていることが確認できるもの

（８）その他事務局が指示するもの

（９）入会後、４（１）について内容に変更があった場合や、新たな航路・船舶を追加する場合など、航路の変更・追加等があるときは、その都度、変更届を協議会に提出してください。

(10) 船舶検査証の有効期間が満了し、新たに発行された場合は、速やかに船舶国籍証書とともに新たな船舶検査証の写しを協議会に提出してください。

(11) ４（５）による船舶損害賠償保険の保険証券の有効期間が満了し、新たに保険を更新しましたら、速やかに保険証券の写しを協議会に提出してください。

５　係留条件

協議会へ入会した会員が、必要な手続きを行った船舶を用いて、以下の係留をする場合に利用することができます。

（１）３ 利用資格（１）及び（３）により協議会に加入した者

・海上運送法に基づく竹芝船着場、有明船着場、日の出船着場、お台場船着場、東京国際クルーズふ頭船着場及び晴海五丁目船着場のいずれかを起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た運航による係留

もしくは、海上運送法に基づく竹芝船着場、有明船着場、日の出船着場、お台場船着場、東京国際クルーズふ頭船着場及び晴海五丁目船着場のいずれかを起点又は終点とする一般不定期航路事業の登録（人の運送をする内航不定期航路事業の届出）をした運航による係留

ただし、以下の目的による係留に限る

ア　船客の乗降

イ　旅客運航の為のケータリングや機材の搬出入

ウ　その他、協議会が特に必要と認めた場合

・晴海五丁目船着場については周遊運航、酒類及び食事の提供を行う運航による係留はできません。

・旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業（人の運送をする内航不定期航路事業）を開始するに当たり必要な係留（運輸局が実施する船舶検査や旅客運航実施に伴う船舶の着岸テストなど）

（２）３ 利用資格（２）により、協議会に加入した者

・海上運送法に基づく竹芝船着場、有明船着場、日の出船着場、お台場船着場、東京国際クルーズふ頭船着場及び晴海五丁目船着場のいずれかを起点又は終点とする旅客不定期航路事業の許可を得た運航による係留

ただし、以下の目的による係留に限る

ア　船客の乗降

イ　旅客運航の為のケータリングや機材の搬出入

ウ　その他、協議会が特に必要と認めた場合

・晴海五丁目船着場については周遊運航、酒類及び食事の提供を行う運航による係留はできません。

・旅客不定期航路事業を開始するに当たり必要な係留（運輸局が実施する船舶検査や旅客運航実施に伴う船舶の着岸テストなど）

６　利用可能な船舶

各船着場の利用可能な最大船舶は、以下のとおりです。

【竹芝船着場】：最大喫水２．９ｍ、２００総トン数以下の船舶

【有明船着場】：最大喫水３．５ｍ以下の船舶

【日の出船着場（北側）】：最大喫水２．２ｍ、１００総トン数以下の船舶

【お台場船着場その１】：最大喫水３．５ｍ以下の船舶

【お台場船着場その２（東側）】：最大喫水２．５ｍ以下の船舶

【お台場船着場その２（西側）】：最大喫水２．５ｍ以下の船舶

※船着場から約３０ｍの水域に灯浮標があります。

【東京国際クルーズふ頭船着場】：最大喫水２．５ｍ以下の船舶

【晴海五丁目船着場】：最大喫水１．５ｍ以下かつ旅客定員 12 名以下の船舶

７　利用料金

公共船着場を利用する場合は、下表に定める料金を協議会にお支払いいただきます。

船舶の種別	１予約単位(１５分)あたりの基本料金	
	電話予約	ネット予約
旅客定員 45 名以上	2,500 円	1,100 円
旅客定員 44 名以下	1,500 円	700 円
旅客定員 12 名以下	500 円	200 円

※消費税を含む

※１予約単位は毎時 00 分～15 分、15 分～30 分、30 分～45 分、45 分～00 分とします。

※１予約単位で１回に限り着岸できます。ただし、連続した単位で予約した場合は、予約した単位数に関わらず１回のみ着岸できるものとします。

※申請時間と実際の利用時間が異なる場合は、申請時間と実際の利用時間を合算した利用料金をお支払いいただきます。

※旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業（人の運送をする内航不定期航路事業）を実施するにあたり必要な船着場利用（船舶検査や着岸テストなど）については、利用時間・小型船の種別に関わらず船着場毎に一律 2,500 円をお支払いいただきます。（予約の際はお電話でお問い合わせください。）

【料金計算例】

旅客定員 45 名以上の船舶が 1 回の係留で 45 分船着場を利用する場合

①当初申請時３単位をネットで申請した場合

基本料金 1,100 円×３単位　＝　3,300 円

②当初申請時３単位を電話で申請した場合

基本料金 2,500 円×３単位　＝　7,500 円

③当初申請時２単位をネットで申請し、利用日当日１単位を追加で利用した場合

基本料金 1,100 円×２単位　＋　基本料金 1,100 円×１単位　＝　3,300 円

８　利用手続き

船着場利用については、事務局に電話又はインターネットで申込み等を行ってください。なお、予約及び事務局への連絡は必ず利用申請をする入会者自身が行ってください。入会者以外の方からの連絡は受け付けできません。

【竹芝船着場、東京国際クルーズふ頭船着場及びお台場船着場（その１）】

	電話予約	ネット予約
受付開始	竹芝・お台場（その１）：利用する月の３か月前の最初の営業日から （例：７月 31 日利用・・・４月１日予約受付開始。４月１日が土曜日の場合は、４月３日（月）予約受付開始） 東京国際クルーズふ頭：利用する月の２か月前の最初の営業日から	竹芝・お台場（その１）：利用する月の３か月前の１日から 東京国際クルーズふ頭：利用する月の２か月前の１日から
	※３か月以上先の予約を希望する場合は、別途「協議会事務局」（03-3457-2222）へご相談ください。（ツアー企画時等）	
受付時間（営業日）	平日 8 時～17 時（12 時から 13 時を除く） 平日であっても行催事、工事その他の理由により休業する場合がありますので、事務局からのお知らせに注意してください。	24 時間（常時受付）（システムメンテナンス等を除く）
受付締切	利用日の３営業日前の 17 時まで	お台場（その１）：利用日の前日 17 時まで 竹芝・東京国際クルーズふ頭：利用日の３日前の 17 時まで
取　消	利用日の３営業日前の 17 時まで ・電話連絡後、取消する旨を記載した利用承認書を事務局へ FAX。電話連絡のみの取消は受付けない。 ・受付印を押印した利用承認書を会員へ FAX で返却することで取消成立。 ・電話予約の場合でもネットで取消手続き可能。	利用日の３日前の 17 時まで
変　更	利用日の３営業日前の 17 時まで ・電話連絡後、変更箇所を記載した利用承認書を事務局へ FAX。電話連絡のみの変更は受け付けない。 ・受付印を押印した利用承認書を会員へ FAX で返却することで変更手続き	お台場（その１）：利用日の当日７時 30 分まで 竹芝・東京国際クルーズふ頭：利用日の３日前の 17 時まで ・元の予約と同じ日、同じ船着場で空いている時間に変更すること、船舶及び

	完了。 ・元の予約と同じ日、同じ船着場で空いている時間に変更すること、船舶及び連絡先を変更することが可能です。利用日及び使用する船着場の変更（振替）はできません。 ・期限を過ぎると変更できません。	連絡先を変更することが可能です。利用日及び使用する船着場の変更（振替）はできません。 ・期限を過ぎると変更できません。
予約方法	① 事務局へ予約申込み 【予約電話番号】03-3457-2222 ② 電話で予約後、「東京港港湾区域における公共船着場利用申請書兼承認書」を事務局へ FAX 【FAX 番号】03-6722-6104 ③ 事務局が申請書兼承認書に承認印を押印し、FAX で返却。 ※電話予約の場合、事務局がシステムに申請内容を代行入力するため、仮予約・承認通知メールも会員へ送付される。	＜操作方法は別途マニュアル参照＞ ① 配布されたアカウントでログイン。利用可能時間帯から空いている時間帯を選択し仮予約。（仮予約通知メールが送信される） ② 事務局で予約状況を確認し、問題がなければ承認。承認後通知メールが送信される。
予約単位	１日１船舶１船着場（乗り場）あたり、最大 90 分（６予約単位）まで。 （イベント等で上記上限を超えての予約・利用を希望する場合は、別途「協議会事務局」（03-3457-2222）へご相談ください。）	
施設利用方法	承認書を現地管理者に提示し、指示に従い利用。	承認通知メールを現地管理者に提示し、指示に従い利用。
料金納入	利用した月の末日で締め、その翌月に１月ごとを単位として、協議会から利用者に請求書を送付する。利用者は利用料金を協議会の指定した銀行口座に入金し、精算する。なお、原則として納入期限は利用した翌月の末日とするが、当該月の末日が土日祝日の場合、当該月の最後の平日とする。	
そ の 他	・取消可能期間後の取消・無断キャンセルや無断変更は利用したものとみなして、料金を徴収する。 ・港長からの勧告等により施設を利用できない場合は、「協議会事務局」（03-3457-2222）に電話連絡の上、「承認書」または「承認通知メール」を FAX で提出すれば、利用料金を徴収しない。 ・料金の支払いの有無にかかわらず、キャンセルの多い事業者には利用を禁止する場合がある。	

【日の出船着場、お台場船着場（その２）、有明船着場及び晴海五丁目船着場】

	電話予約	ネット予約
受付開始	利用する月の３か月前の最初の営業日から （例：７月 31 日利用・・・４月１日予約受付開始。４月１日が土曜日の場合は、４月３日（月）予約受付開始）	利用する月の３か月前の１日から
	※３か月以上先の予約を希望する場合は、別途「協議会事務局」（03-3457-2222）へご相談ください。（ツアー企画時等）	
受付時間	平日 8 時～17 時 （12 時から 13 時を除く） 平日であっても行催事、工事その他の理由により休業する場合がありますので、事務局からのお知らせに注意してください。	24 時間（常時受付） （システムメンテナンス等を除く）
受付締切	利用日の３営業日前の 17 時まで	日の出・お台場（その２）・有明：利用日時まで 晴海五丁目：利用日の３日前の 17 時まで ※お台場（その２）：以下時間帯の利用を希望する場合は利用日の前日 17 時まで ・８時～８時 30 分 ・21 時～22 時 ※有明：以下時間帯の利用を希望する場合は利用日の前日の 17 時まで ・17 時～22 時 ※日の出：以下時間帯の利用を希望する場合は利用日の３営業日前の 17 時まで ・７時～８時
取　　消	利用日の３営業日前の 17 時まで ・電話連絡後、取消する旨を記載した利用承認書を事務局へ FAX。電話連絡のみの取消は受付けない。 ・受付印を押印した利用承認書を会員へ FAX で返却することで取消成立。 ・電話予約の場合でもネットで取消手続き可能。	利用日の３日前の 17 時まで

<table>
<tr><td>変　　更</td><td>利用日の３営業日前の 17 時まで

・電話連絡後、変更箇所を記載した利用承認書を事務局へ FAX。電話連絡のみの変更は受け付けない。
・受付印を押印した利用承認書を会員へ FAX で返却することで変更手続き完了。
・元の予約と同じ日、同じ船着場で空いている時間に変更すること、船舶及び連絡先を変更することが可能です。利用日及び使用する船着場の変更（振替）はできません。
・期限を過ぎると変更できません。</td><td>日の出・お台場（その２）・有明：利用時間が早まる場合は変更後の利用直前まで、利用時間が遅れる場合は当初予約時間の直前まで
晴海五丁目：３日前の 17 時まで

・元の予約と同じ日、同じ船着場で空いている時間に変更すること、船舶及び連絡先を変更することが可能です。利用日及び使用する船着場の変更（振替）はできません。
・期限を過ぎて変更した場合、変更前の予約時間についても料金が発生いたします。

※お台場（その２）：以下時間帯の予約を変更する場合は当日の７時 30 分まで
・８時～８時 30 分
・21 時～22 時
※有明：以下時間帯の予約を変更する場合は当日の７時 30 分まで
・17 時～22 時
※日の出：以下時間帯の予約を変更する場合は利用日の３営業日前の 17 時まで
・７時～８時</td></tr>
<tr><td>予約方法</td><td>①　事務局へ予約申込み
【予約電話番号】03-3457-2222
②　電話で予約後、「東京港港湾区域における公共船着場利用申請書兼承認書」を事務局へ FAX
【FAX 番号】03-6722-6104
③　事務局が申請書兼承認書に承認印を押印し、FAX で返却。
※電話予約の場合、事務局がシステムに申請内容を代行入力するため、仮予約・承認通知メールも会員へ送付される。</td><td>＜操作方法は別途マニュアル参照＞
①　配布されたアカウントでログイン。利用可能時間帯から空いている時間帯を選択し予約。（予約通知メールが送信される）
②　事務局で予約状況を確認し、問題がなければ承認。承認後通知メールが送信される。</td></tr>
<tr><td>予約単位</td><td colspan="2">１日１船舶１船着場（乗り場）あたり、最大 90 分（６予約単位）まで。
（イベント等で上記上限を超えての予約・利用を希望する場合は、別途「協議会事務局」（03-3457-2222）へご相談ください。）</td></tr>
<tr><td>施設利用方法</td><td colspan="2">承認通知メールに添付の QR コードにより、利用者が自らゲートの解施錠を実施すること。ただし、現地係員がいる場合はその指示に従うこと。</td></tr>
<tr><td>料金納入</td><td colspan="2">利用した月の末日で締め、その翌月に１月ごとを単位として、協議会から利用者に請求書を送付する。利用者は利用料金を協議会の指定した銀行口座に入金し、精算する。なお、原則として納入期限は利用した翌月の末日とするが、当該月の末日が土日祝日の場</td></tr>
</table>

	合、当該月の最後の平日とする。
そ の 他	・取消可能期間後の取消・無断キャンセルや無断変更は利用したものとみなして、料金を徴収する。 ・港長からの勧告等により施設を利用できない場合は、「協議会事務局」(03-3457-2222)に電話連絡の上、「承認書」または「承認通知メール」を FAX で提出すれば、利用料金を徴収しない。 ・料金の支払いの有無にかかわらず、キャンセルの多い事業者には利用を禁止する場合がある。

９　注意事項

（１）着岸及び乗降に関する注意

【全船着場共通事項】

・利用に当たっては関係法令を遵守するとともに、港湾局及び協議会の指示に従ってください。

・申請時間を厳守し、譲り合ってご利用願います。また、お客様には、速やかに乗下船されるよう呼び掛けをお願いします。

・他に利用船舶がない場合でも、早期着桟や遅延は認められません。安全を確保する必要があるなど、やむを得ず早期着桟や遅延する場合は、あらかじめ「協議会事務局緊急連絡受付」（TEL:03-6722-6108）に連絡してください。

・船着場及び付帯施設周辺では騒音の発生に注意し、乗客への指導を行ってください。

・係留に当たっての綱取り、乗下船案内は船主側でお願いします。

・乗降客が乗り降りする際にタラップが必要な場合は、船主側で用意願います。

・タラップを利用する際は、引きずり・落下等により船着場を損傷することがないよう、ゴムマットの設置等対策を実施の上、十分注意してご利用ください。

・乗船者の集合と乗下船含む船着場内での安全管理は、船主側の自己責任でご対応ください。

・桟橋利用中に一般都民等が立ち入らないよう、船主側で安全管理措置を行ってください。

【竹芝船着場特記事項】

・船着場における旅客の安全確保のため、離着桟時には旅客の立ち入りがないよう注意してください。

【有明船着場特記事項】

・船着場における旅客の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着桟禁止であり、離着桟時には旅客の立ち入りがないよう注意してください。

・船着場の海側の利用については、原則、旅客定期航路事業優先です。

・船着場利用者自身が QR コードでゲートの解施錠を実施してください。

・ゲートは、出入りの都度、解施錠してください。

・ゲートは、すべての落とし棒を上げた状態で開放してください。

・ゲートの解施錠忘れによる立入等の事故発生時の責任は船主側が負うこととします。
・船着場利用後は、ゲートの落とし棒を全て落としてください。この作業が行われなかったことで強風等によってゲートが動き、第三者に損害を与えたり、周辺施設を破損させた場合の責任は船主側が負うこととします。

【日の出船着場特記事項】

・船着場における旅客の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着桟禁止であり、離着桟時には旅客の立ち入りがないよう注意してください。
・船着場の利用については原則、北側のみとします。
・船着場利用については、旅客定期航路事業優先です。旅客定期航路事業のダイヤに影響のないよう利用してください。
・船着場利用者自身がQRコードでゲートの解施錠を実施してください。
・ゲートは、出入りの都度、解施錠してください。
・ゲートの解施錠忘れによる立入等の事故発生時の責任は船主側が負うこととします。
・船着場利用後は、ゲートの落とし棒を全て落としてください。この作業が行われなかったことで強風等によってゲートが動き、第三者に損害を与えたり、周辺施設を破損させた場合の責任は船主側が負うこととします。

【お台場船着場特記事項】

・船着場における旅客の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着桟禁止であり、離着桟時には旅客の立ち入りがないよう注意してください。
・船着場利用については、旅客定期航路事業優先です。旅客定期航路事業のダイヤに影響のないよう利用してください。
・お台場船着場その１の利用については東側のみとします。
・お台場船着場その２（東側）については旅客定期航路事業の発着及びその前後１０分間を含む枠は利用できません。
・お台場船着場その２についてはQRコードでゲートの解施錠を実施してください。
・ゲートは、出入りの都度、解施錠してください。
・お台場船着場その２についてはゲートの解施錠忘れによる立入等の事故発生時の責任は船主側が負うこととします。

【東京国際クルーズふ頭船着場特記事項】

・船着場における旅客の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着桟禁止であり、離着桟時には旅客の立ち入りがないよう注意してください。
・船着場の利用については原則、陸側のみとします。
・船着場利用については、旅客定期航路事業優先です。旅客定期航路事業のダイヤに影響のないよう利用してください。

【晴海五丁目船着場特記事項】

・船着場における旅客の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着桟禁止であり、離着桟時には旅客の立ち入りがないよう注意してください。
・船着場利用については、旅客定期航路事業優先です。旅客定期航路事業のダイヤに影響のないよう利用してください。

・船着場の利用については原則、海側のみとします。
・船着場利用者自身がQRコードでゲートの解施錠してください。
・ゲートは、出入りの都度、解施錠してください。
・ゲートの解施錠忘れによる立入等の事故発生時の責任は船主側が負うこととします。
・船着場利用後は、ゲートの落とし棒を全て落としてください。この作業が行われなかったことで強風等によってゲートが動き、第三者に損害を与えたり、周辺施設を破損させた場合の責任は船主側が負うこととします。
・係員は常駐しません。施設の不具合等で係員の対応が必要になった場合、道路交通事情等により係員到着まで３０分以上かかる場合があります。

（２）船舶航行に関する注意

【全船着場共通事項】

・船舶航行及び事業運営に当たっては、港則法等の関係法令を遵守し、自己責任において安全を最優先にご利用ください。また、船着場付近では、付近の施設に迷惑がかからないよう静かに航行してください。
・船着場付近においては、旅客定期航路事業が優先となります。また、近隣ふ頭の船舶の航行及び回頭を優先し、影響のないよう航行してください。
・事故発生時には、旅客の安全確保を図り、海上保安部、「協議会事務局　緊急連絡受付」（TEL:03-6722-6108）及び必要となる関係機関へ連絡をお願いします。
・送迎車両を使用する場合は、関係法令を遵守し、近隣施設の迷惑にならないようにしてください。

【お台場船着場】

・お台場海浜公園水域内の航行及び同水域へ出入する際は、港則法及び海上衝突予防法のほか、別紙航行ルールを遵守してください。
・お台場船着場周辺水域には、噴水・灯浮標等が設置されていますので、注意して航行してください。

（３）着岸待ちについて

【竹芝船着場・日の出船着場特記事項】

・船着場周辺で着岸待ちをする場合は、関係法令を遵守し、別紙の「停泊禁止水域」以外で待機してくだい。

【有明船着場・東京国際船着場・晴海五丁目船着場特記事項】

・旅客定期航路事業の航行水域及び近隣のふ頭前面水域での着岸待ちは禁止します。ふ頭を利用する船舶の航行・回頭に支障がないよう厳に注意し、船舶の安全が確保できる場所で待機してください。

【お台場船着場】

・着桟待ちをする場合は、航行船舶や停泊船に影響のないよう配慮するとともに、原則として、公園水域の外又は別紙にある停泊制限水域以外で待機してください。

（４）付帯施設の利用について

【竹芝船着場特記事項】

・専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

・隣接する竹芝小型船ターミナルは、トイレの利用のみが可能です。乗降客の待ち合わせ場所等として利用することはできませんので、ご注意ください。

【有明船着場特記事項】

・有明客船ターミナルは誰でも利用できる施設であり、船着場利用に係る一般的利用は可能です（待合所、トイレ等）。独占的、排他的利用はできませんので、マナーを守ってご利用ください。

・有明客船ターミナル内の駐車場のご利用については、客船ターミナル指定管理者（TEL:03-6721-5888）にお問い合わせください。

・その他ターミナル施設の利用に際し、不明な点は客船ターミナル指定管理者（TEL:03-6721-5888）にお問い合わせください。

【日の出船着場特記事項】

・専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

・日の出ふ頭小型船ターミナルは誰でも利用できる施設であり、船着場利用に係る一般的利用は可能です（待合所、トイレ等）。独占的、排他的利用はできませんので、マナーを守ってご利用ください。

・船着場の利用予約をしている場合、日の出ふ頭小型船ターミナル内の受付スペースを利用することが出来ます。他の事業者と希望が重複する際には事業者間で調整して利用してください。

※イベント等で利用できない場合があります。

・その他ターミナル施設の利用に際し、不明な点は施設管理者（野村不動産パートナーズ株式会社（TEL:03-3451-8057））にお問い合わせください。

【お台場船着場特記事項】

・専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

・待合所は以下時間帯に利用ができます。待合所の利用は自由ですので、譲りあって利用してください。

① 日曜日～木曜日：９時００分から２０時３０分まで

② 金曜日～土曜日：９時００分から２２時３０分まで

・トイレは待合所に併設されており、上記時間に限らず随時利用が可能です。

・乗船客を屋外に整列させる場合は、P.21 航空写真のＡ、Ｂ又はＣの場所を利用してください。他の利用者がいる場合は、場所を譲りあって利用してください。

【東京国際船着場特記事項】

・東京国際クルーズターミナル内駐車場のご利用については、東京国際クルーズターミナル管理事務所（cruise2@tptc.co.jp）にお問い合わせください。

・東京国際クルーズターミナル１階は船着場利用に係る一般的利用は可能です（待合所、トイレ等）。独占的、排他的利用はできませんので、マナーを守ってご利用ください。

・客船寄港時等の混雑時は、利用者の安全確保のため待合場所の使用を制限する場合が

あります。

【晴海五丁目船着場特記事項】

・専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

（５）ネット予約について

ネット予約に際しては、マニュアル等に定める操作手順に沿って正しく操作し、予約システム利用規約等の規定を順守してください。

10　禁止行為

以下の禁止行為を行なった利用者は、以後の利用ができなくなる場合や、ペナルティ料金を課す場合があります。

（１）申請時間を超える係留
（２）５（１）、（２）以外の係留目的で船着場を利用すること
（３）船着場及び周辺施設を損傷する行為
（４）譲り合わない、怒鳴るなどのマナーに反する行為
（５）マイク等の音響の利用等、船着場、客船ターミナル、周辺施設の迷惑となる行為
（６）船着場、客船ターミナル等への、のぼり・看板・受付場所等の無断設置行為
（７）船着場、客船ターミナル等に物を置いたまま、船着場から離岸する行為
（８）油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
（９）船着場での物品販売、募金等
(10) 危険物の搬入及び貯蔵
(11) 船舶への燃料の給油
(12) 虚偽による不正な利用登録
(13) 納入期限までの料金の未納行為
(14) 本規約等に反する行為
(15) 桟橋利用時間外において、桟橋やその周辺に物を放置する行為
(16) 船着場内及びその周辺における無許可での客引き、チラシの配布、看板設置等の営業行為
(17) その他、施設の管理上支障をきたす恐れのある行為

11　その他

・利用者は、誤操船等により施設を毀損した場合は、速やかに「協議会事務局　緊急連絡受付」（TEL:03-6722-6108）に報告するとともに、管理者の指示に従い、自己の責任で復旧してください。施設利用上の自損事故及び利用者が第三者に損害を与えた場合等は、東京都港湾局、東京港埠頭株式会社（同委託先を含む）及び協議会は何ら責任を負いません。
・利用者が施設の利用について事前に協議会の承認を得ていたとしても、施設に係る事故

や修繕等により、協議会は当該予約をキャンセルすることができ、そのことについて何ら責任を負いません。

・当該施設の利用状況について、実績等の提出を求めることがあります。当該実績については、東京港埠頭株式会社及び東京都港湾局で共有することがあります。また、船着場利用に係るアンケート調査等にもご協力をお願いいたします。

・船舶の離着桟時間、乗降客数の記録のため、カメラによる撮影、録画を行います。また、事件、事故及びトラブル発生時等には、確認のために録画映像を使用する場合があります。

・周辺水域の航行安全、船着場における旅客の安全確保及び港湾区域の環境保全のため、船名・事業者名・連絡先等の情報を協議会、東京都港湾局、東京都環境局及び関係機関で共有させていただきます。

【連絡先】

○予約、問い合わせ：協議会事務局　03-3457-2222（平日 8 時～17 時　ただし、12 時から 13 時を除きます。）

○事故、遅延等発生時：協議会事務局 緊急連絡受付　03-6722-6108（8 時～22 時）

※このほか、状況に応じ適宜、海上保安庁・警察・消防・救急などへご連絡ください。

○有明客船ターミナルの利用方法について：

客船ターミナル指定管理者　03-6721-5888（9 時～17 時）

○東京国際クルーズターミナルの利用方法について：

東京国際クルーズターミナル指定管理者　03-5962-4391（9 時～17 時）

停泊禁止水域(竹芝船着場、日の出船着場周辺)

竹芝船着場案内図

〇アクセス：ＪＲ「浜松町駅」、都営大江戸線・浅草線「大門駅」から徒歩約 15 分
ゆりかもめ「竹芝駅」から徒歩約 5 分

〇案内図

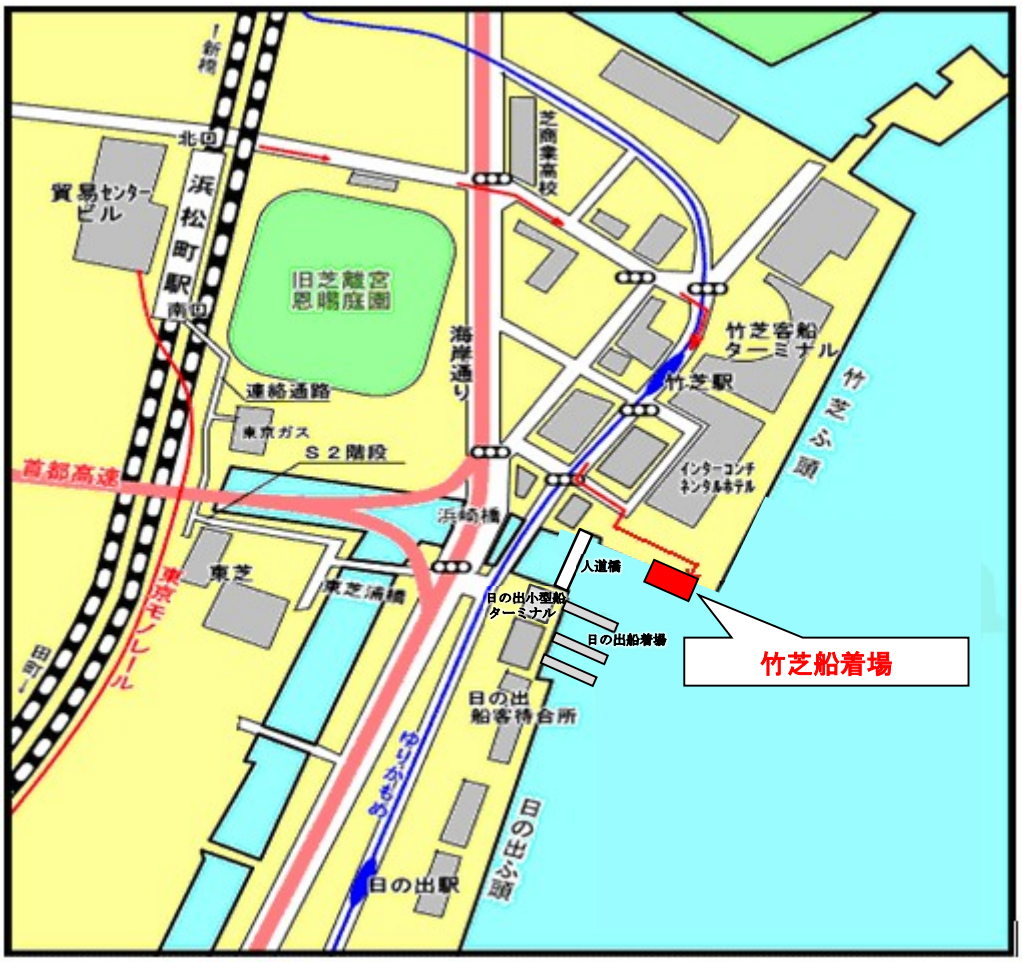

〇竹芝船着場

有明船着場案内図

〇交通アクセス：ゆりかもめ「東京ビッグサイト駅」から徒歩約３分
りんかい線「国際展示場駅」から徒歩約７分

〇案内図

〇有明船着場

日の出船着場案内図

〇アクセス：ＪＲ「浜松町駅」、都営大江戸線・浅草線「大門駅」から徒歩約 15 分
ゆりかもめ「竹芝駅」「日の出駅」から徒歩約 5 分

〇案内図

〇日の出船着場

お台場船着場案内図

〇アクセス： ゆりかもめ 「お台場海浜公園」/「台場」から徒歩約 3 分
りんかい線 「東京テレポート」から徒歩約 10 分

〇案内図

〇お台場船着場

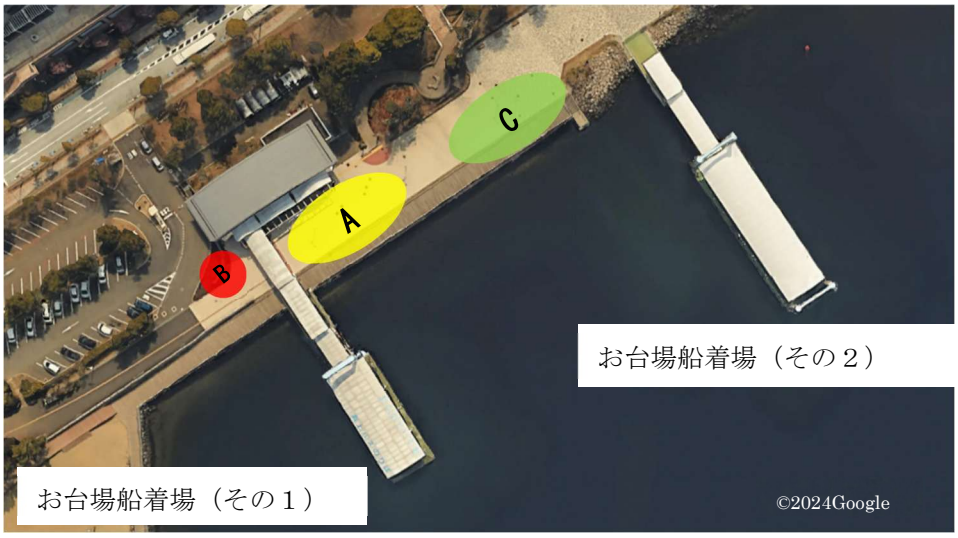

◆ お台場水域に関する航行ルール ◆

注：水深の情報は、今後変動する可能性があるため、あくまでも参考情報である。航行の際は、自己責任において運航すること。

① 定期航路事業者船舶が優先

② 右側に見る船舶が優先

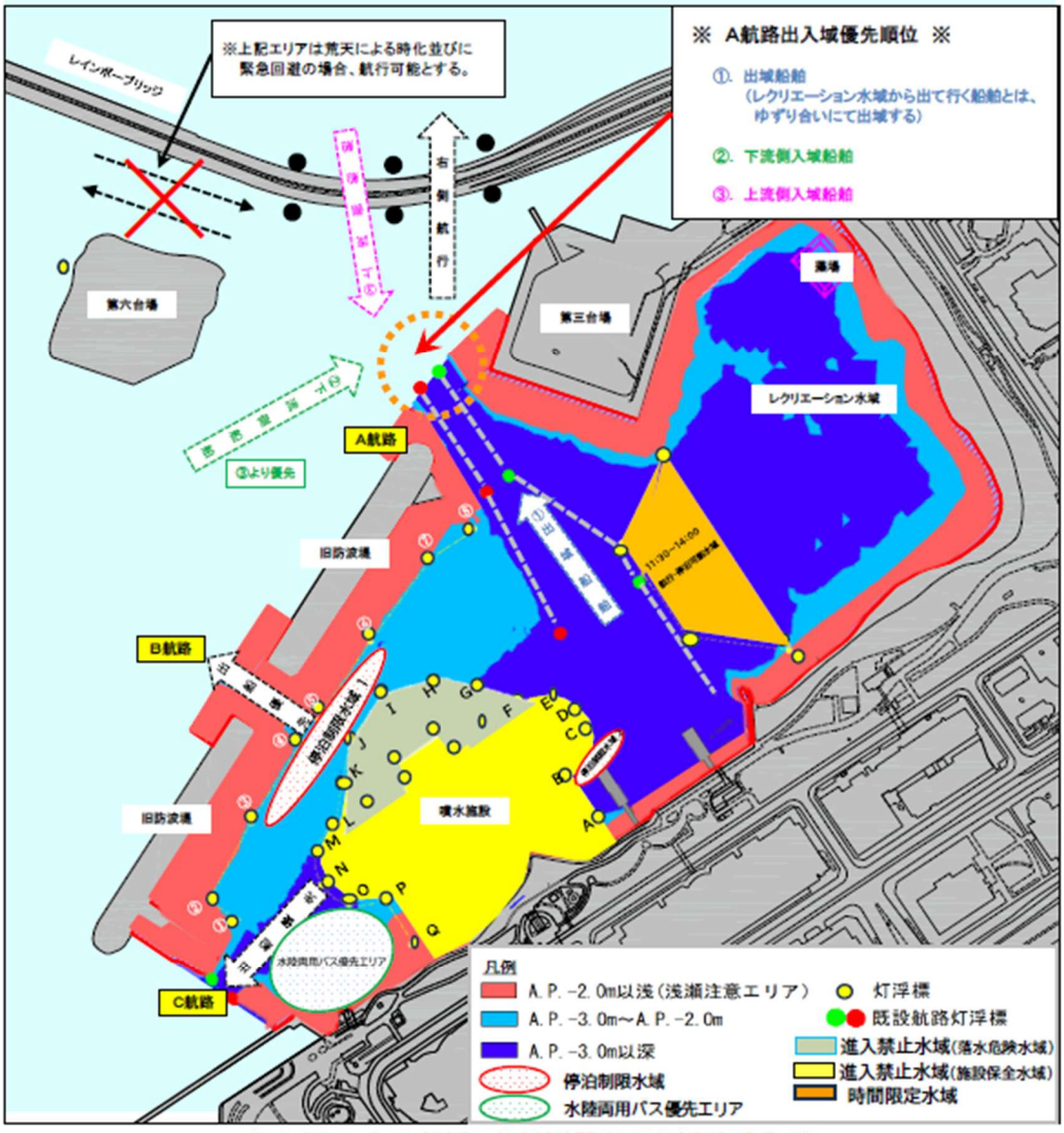

※ レクリエーション水域内への入域時間は以下のとおりである ※

◆ 4月～9月期　　１８：３０以降入域可

◆ １０月～３月期　１７：３０以降入域可

お台場海浜公園水域における停泊制限水域

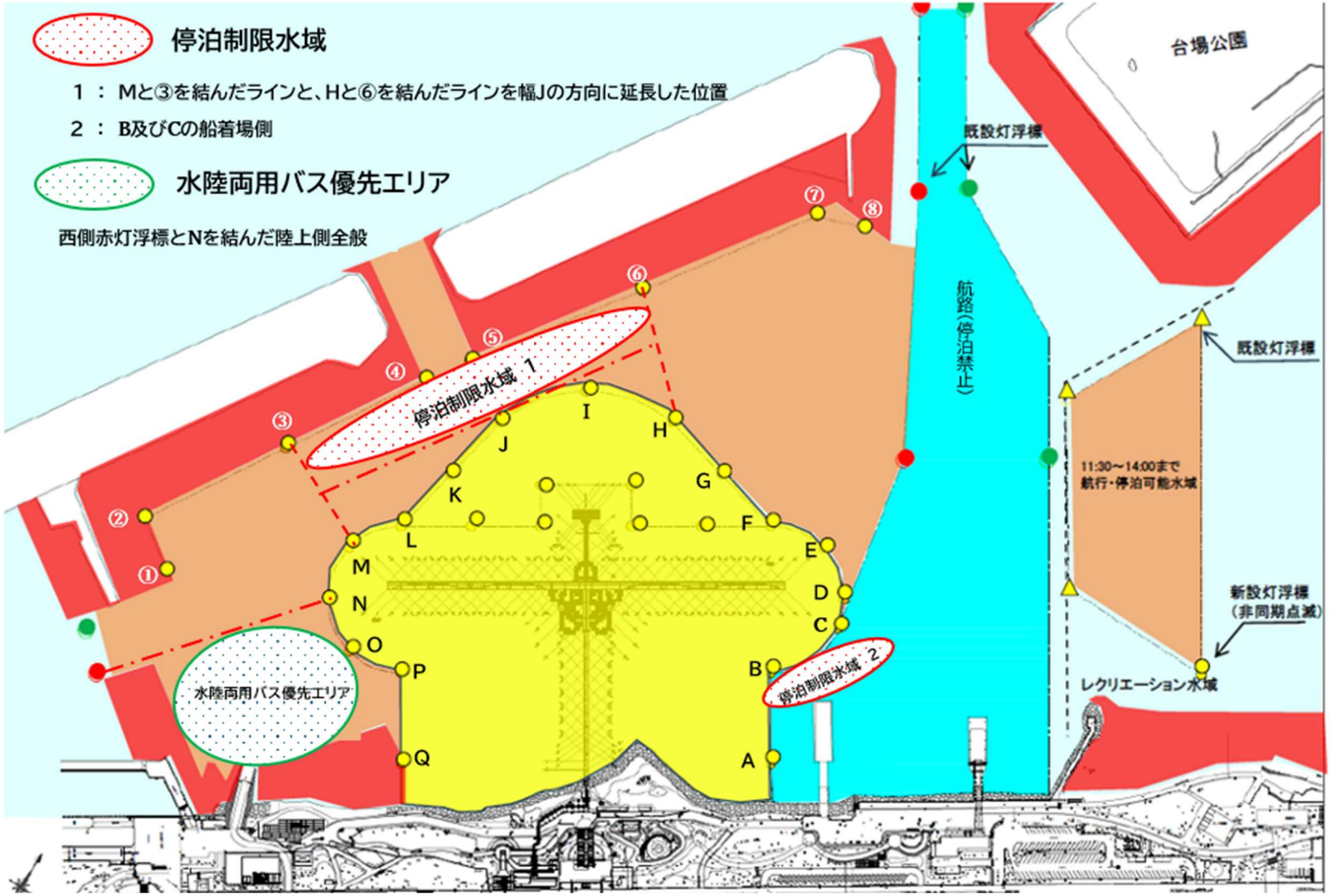

お台場海浜公園水域での「思いやり航行」のお願い

お台場の水域は、観光船・屋形船・小型船など、さまざまな船が利用しています。
みんなが安心して気持ちよく過ごせるように、以下の「思いやりルール」を守って航行しましょう。

① 減速と波への配慮
近くに船がいるときはスピードを落としましょう。
特に停泊中の船には、波の影響を与えないよう気をつけてください。

② 進路のゆずり合い
見通しの悪い場所や狭い水域では、思いやりを持つてゆずり合いましょう。
また、操船に慣れていない船や観光船には、特に配慮をお願いします。

③ 係留中の船への配慮
係留している船のそばを通るときは徐行し、揺れや騒音を与えないよう
注意してください。

④ 急な進路変更や割り込みの回避
他の船の前に急に割り込んだり、予告なく進路を変えたりするのは危険
です。
進路を変えるときは、汽笛や合図を出して「わかりやすい行動」を心が
けましょう。

⑤ 災害時・強風時の協力
天候が急に悪化したときや緊急時には、互いに情報を分け合い、
助け合
うことを大切にしましょう。安全第一で行動してください。

東京国際クルーズふ頭船着場案内図

〇アクセス： ゆりかもめ「東京国際クルーズターミナル駅」から徒歩約 8 分

〇案内図

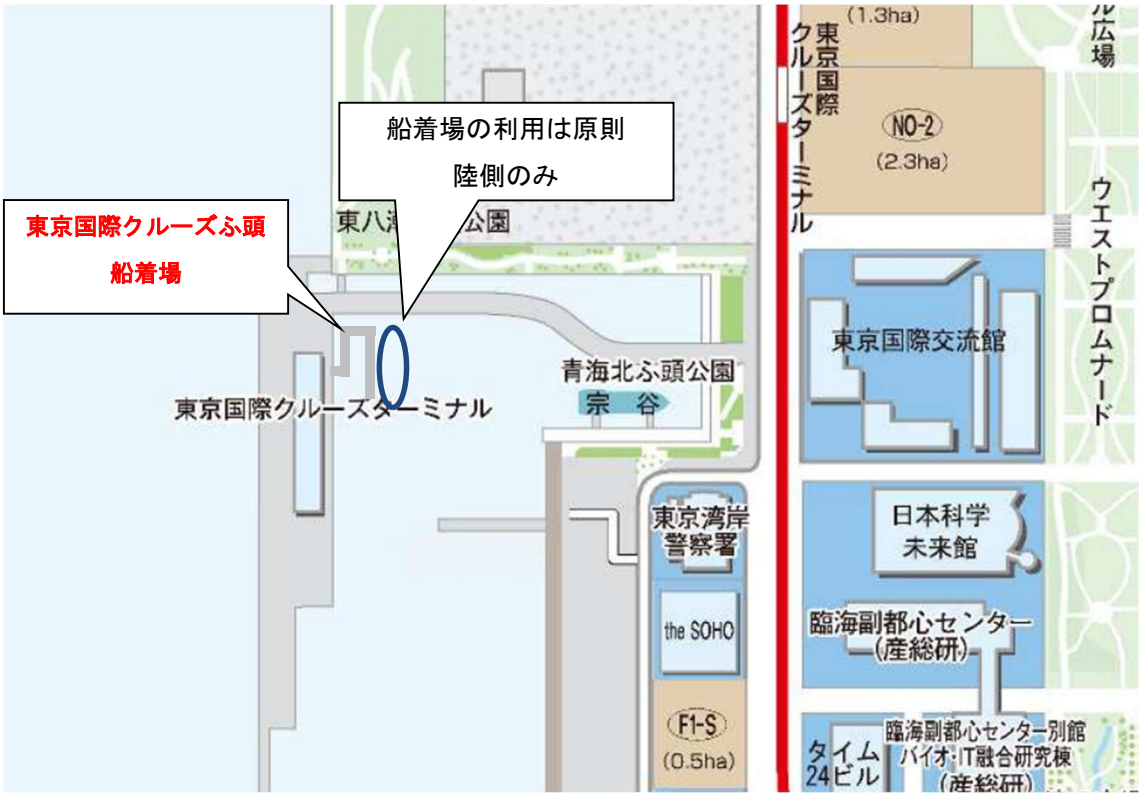

〇東京国際クルーズふ頭船着場

晴海五丁目船着場案内図

〇アクセス：　都営大江戸線「勝どき駅」から徒歩約 20 分
TOKYO BRT　「HARUMI FLAG（晴海五丁目ターミナル）」から徒歩約２分

〇案内図

〇晴海五丁目船着場